

# (案)

## 静岡県立こども病院衛生設備保守点検業務委託仕様書

### 1 適用

この仕様書は、静岡県立こども病院衛生設備保守点検業務に適用する。

### 2 目的

この業務は、対象となる設備機器等について安全で衛生的な状態を維持管理し、効率的な運用を可能とするために、適用法令を遵守し保守管理業務を行うものである。

### 3 業務の対象

業務の対象は下記のとおりであるが、業務の詳細については、別に定める業務ごとの特記仕様書によること。

- (1) 業務の場所 静岡市葵区漆山860 静岡県立こども病院敷地  
静岡市葵区漆山2-15 静岡県立こども病院職員宿舎敷地

### (2) 業務の内容

- ① 静岡県立こども病院 汚水処理施設（浄化槽）維持管理業務
- ② 静岡県立こども病院 解剖室排水処理施設保守点検業務
- ③ 静岡県立こども病院 貯水槽清掃業務
- ④ 静岡県立こども病院 汚水槽等清掃業務
- ⑤ 静岡県立こども病院職員宿舎 汚水処理施設（浄化槽）維持管理業務
- ⑥ 静岡県立こども病院職員宿舎 貯水槽清掃業務

### 4 疑義

仕様書その他に関する疑義の点は、予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は、甲の指示に従わなければならない。

### 5 業務実施の原則

(1) 本業務は、契約書、設計書及び仕様書に基づいて、監督員の指示に従い誠実に実施しなければならない。

(2) 関係する諸法令を遵守し、乙の負担と責任において行うものとすること。

特に病院及び職員宿舎の汚水処理施設（浄化槽）維持管理業務については、水質汚濁防止法の排水水質基準を遵守するべく、落札直後から落札者の費用負担にて、前契約業者の点検実施時に乙の業務従事者を同行させ、病院及び職員宿舎からの流入水の性質及び曜日ごとのパターンや、活性汚泥の特性などを把握させ、水質汚濁防止法に反する放流を絶対にしないこと。

(3) 作業の中で、関係官公署、その他の者に対する届出、報告を要する場合、乙は迅速に対応するとともに、必要な書類を作成しなければならない。

(4) 作業を実施する上で、関係官公署、その他の者に対して交渉を要するときは、乙は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。

(5) 作業の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合はただちに甲に報告し、協議の上、速やかに補修、その他所要の措置を行うものとする。

### 6 請負人負担

次の各号に掲げる費用は乙の負担とする。

(1) 軽微な事項で仕様書及び設計書になくとも、業務上欠くことができない材料・機器及び作業の費用

- (2) 軽微な事項で業務上障害となる物の撤去及び後片付けに要する費用
- (3) 点検整備の為、第三者に与えた損害で乙の責に帰すべきものの賠償に要する費用又は作業のため既設工作物に与えた損害の復旧費用
- (4) 軽微な事項で、作業中の危険防止に要する費用

## 7 損害賠償

作業は誠意をもって慎重に行うものとし、万一構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けると共に、乙の責任において事故復旧するものとする。

## 8 作業日時

- (1) 原則として8時30分から17時00分までとする。
- (2) 停電作業又は就業時間の伸縮・夜間作業・日祭日の作業を行う作業については原則として30日前、それ以外の作業については15日前に協議し作業日程を決定する。
- (3) 上記の作業日程については、設備の運転状況により変更があるので作業日の前日に確認すること。

## 9 現場管理

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に点検整備を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理すること。

## 10 作業員

- (1) 乙は十分な技術経験を有する作業員を派遣し、秩序正しく作業をしなければならない。
- (2) 乙が派遣した作業員が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする

## 11 後片付け

- (1) 使用工具の置き忘れ、ビス・ナットの脱落・残材の未処理等は、機器の二次的な事故の原因となるので最終確認を十分行うこと。
- (2) 作業箇所の清掃、後片付けを十分行うこと。

## 12 書類の提出及び報告

- (1) 乙は、作業を行う又は行った都度、甲に次の書類を提出し承認を得ること。
- (2) 提出部数 1部  
実施計画書（A4版）、実施報告書（A4版）

## 13 実施計画書

別に定める様式により作成し、提出すること。なお、提出期限は8に定めたとおりとする。

## 14 実施報告書

別に定める様式により作成し、作業内容及び確認された問題箇所等を明瞭にした書類、作業の概要がわかる写真等を添付する。なお、提出期限は原則として作業終了後30日以内とする。

## 15 この仕様書に記載のない事項は、法令の定めるところのほか、甲乙協議して決定する。

## ①静岡県立こども病院汚水処理施設維持管理業務特記仕様書

静岡県立こども病院汚水処理施設維持管理業務については、契約書及び仕様書に定めるものほか、この特記仕様書の定めるところによる。

### 1 業務の対象

所 在 静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院敷地内

対象設備 2,500人槽 ( $330\text{m}^3/\text{日}$ )

【内訳：2,000人槽 ( $270\text{m}^3/\text{日}$ ) + 500人槽 ( $60\text{m}^3/\text{日}$ )】

活性汚泥方式汚水処理施設（活性汚泥法汚水処理装置及びその付属設備一切を含む施設全体。ただし、施設敷地内の中継溝までの汚水管は除く）

### 2 業務の内容

#### (1) 正常な運転に関する業務

- ① 運転の記録
- ② 汚水処理施設機械装置の切換、点検及び注油の実施

#### (2) 保全に関する業務

- ① 本施設の損傷及び滅失を促進する要因を除くための業務
- ② 本施設が最良の条件下で稼働するために必要な業務
- ③ その他本施設の保全と修繕（ただし、部品並びに保守点検の範囲を超える工事代金は委託料とは別途とする。）

#### (3) 点検及び調整に関する業務

- ① 本施設の機械装置及び電気設備の点検調整
- ② 点検により判明した問題点あるいは故障箇所の改善、補修

#### (4) 水質検査と監視に関する業務

#### (5) 処理装置に関する業務

- ① 薬品の補給及び安全管理
- ② 処理水に関する注入と監視
- ③ 曝気槽内汚泥濃度の監視、溶解酸素量の測定等に関する業務
- ④ 余剰汚泥の搬出確認に関する業務
- ⑤ その他委託者の指示にしたがって特別に行う業務

#### (6) 清掃に関する業務

- ① 本施設のスクリーン槽その他各設備が最良の条件下で稼働するに必要な清掃業務
- ② 沈砂池内の砂のかき上げ及び場外搬出清掃業務
- ③ 施設機械室及び施設敷地内清掃業務

### 3 業務の回数

保守点検業務は次に示す回数だけ行わねばならない。

#### (1) 汚水処理施設 月 8回

#### (2) 汚水処理施設検査

- ① 生物的検査 年12回（項目は「汚水処理施設管理業務実施要領書」による）
- ② 金属的検査 年3回（項目は「汚水処理施設排水検査要領」による）

(3) 中和処理施設 月4回（「中和処理施設仕様書」による）

(4) 中和処理施設水質検査

金属的検査 年3回（項目は「汚水処理施設排水検査要領」による）

#### 4 緊急の措置

汚水処理施設に故障もしくは不測の事態が発生した場合、乙は速やかに係員を派遣して施設の運転が中断することのないよう必要な措置を取り、甲に状況を報告しなければならない。

#### 5 協力義務

甲が浄化槽法に定める指定検査を受ける場合、乙は係員を派遣し、検査者に施設の状況を説明するなど甲の補佐業務を行わなければならない。また、甲が汚水処理施設の改善あるいは修繕のため乙に助言等を求めたときは、これに応じて誠実に対応すること。

#### 6 報告書類

乙が仕様書の14に基づき提出する報告書は次のとおりとする。

(1) 汚水処理施設運転管理日報（点検の都度、様式は別紙のとおり）

(2) 中和処理施設維持管理報告書（点検の都度、様式は別紙のとおり）

(3) 水質試験成績表（検査時）

(4) 汚水処理施設事故状況処置報告書（発生時）

(5) 汚水処理施設改善依頼書（随時）

(6) その他本規定に定める報告書類

#### 7 その他

受託者は本規定に基づくほか、別添汚水処理施設管理業務実施要領書、中和処理施設仕様書及び委託者の指示に従い本施設の維持管理業務を完全に行うものとする。

①静岡県立こども病院汚水処理施設維持管理業務特記仕様書

【汚水処理施設管理業務実施要領書】

汚水処理施設維持管理業務特記仕様書に基づく機械設備及び電気設備の業務実施事項は次のとおりとする。

1 機械類の維持管理

機械類が常に正常に運転するよう点検及び調整を行うこと。ただし故障が生じた場合は、原因の調査を速やかに行い、甲に報告してその指示を受けること。

なお、点検及び調整は以下の項目を必ず行うこととする。

- (1) 流入口のスクリーン設備の臓物除去
- (2) 沈砂地の砂硅の廃棄処分
- (3) 水路ビロット処理槽の水洗い清掃
- (4) ばっ気状態の巡視及びエアーリフトポンプの操作
  - ① 空気量の調整
  - ② フューザーの目詰の点検、清掃
- (5) 各計器類のチェック（電圧計、電流計等）
- (6) 各計器類の注油点検
  - ① 機械類 ポンプ類の点検
    - ブロワーの点検
    - 注油…オイルカップからの注油およびグリスカップにグリスを注入する注油については巡回時に点検調整すること
  - ② 管弁類 廃水管の点検
    - 消泡管の点検
    - 散気管の点検
    - 吐出弁の調整…ポンプの吐出弁は巡回時に必ず全開の操作を繰り返し行い、開度を調整しておくこと。
- (7) 各ポンプブロワー等の予備
  - 各ポンプブロワー等の予備台数のある機器に関しては交互に使用すること。

2 電気設備

- (1) 点検に関すること。
  - ① 各機器の動作状態が正常に保たれているか。
  - ② 各計器の注油及び清掃整理の状態が良好であるか。
  - ③ 各計器の運転上の障害になる箇所の有無
- (2) 処置等
  - ① 操作点検の実施にあたっては、正常な状態を十分理解し、所定のチェックを記入することにより行うこと。
  - ② 一般点検の良好なもの以外は詳細な調整手入れ、修理などの状況を別に記入し、速やかに甲に報告しその指示に従わねばならない。
- (3) 操作点検事項

① 制御盤（自動盤）

- ア 「じんあい」油及び金属切粉類の有無
- イ ナイススイッチやヒューズの接触面加熱の有無
- ウ ヒューズ溶断定格ヒューズが入っているか及びパイロットランプの断線の有無
- エ 計器用変成器の「じんあい」ヒューズの接触状況、断線取り付けボルト

② 操作回路及び制御回路

- ア 指示パイロット断線の有無
- イ マグネットコンタクトの接触
- ウ 開閉器異常の有無
- エ サーマルリレーの復帰ボタンの有無並びにサーマルリレーの特性の調整

③ 一般電気設備

- ア 「じんあい」の有無、整理整頓状況の良否
- イ 分電盤などの扉の開閉及び破損状況
- ウ 照明計器類の汚損及び点灯状況
- エ 配線コード類の損傷
- オ 異常音、振動及び異臭の有無

④ 満水警報装置

- ア 波面継電器の接点部の汚損及び変耗の有無
- イ 電極の接続後の弛緩汚損による作動不良の有無
- ウ 時々手動により試験警報を出して調整を行うこと。

3 消毒滅菌

- (1) 消毒方法は、固形状の次亜塩素酸ナトリウム70%含有するものによる。
- (2) 滅菌機が正常に滅菌されているか常に点検する。
- (3) 滅菌機の薬剤補充は常に7～8日分あるように努める。

4 蚊及びハエの発生の防止に努めること。

5 放流水の生物学的酸素要求量は関係条例による基準以下に保持するように努めること。

また、検査項目として次の項目を測定すること。

- (1) B O D
- (2) S S
- (3) 大腸菌群数
- (4) アンモニア性窒素
- (5) 亜硝酸性窒素
- (6) P H
- (7) 透視度
- (8) 水温

①静岡県立こども病院汚水処理施設維持管理業務特記仕様書  
【汚水処理施設排水検査要領】

水質汚濁防止法に基づく有害物質の項目ごとに、排水水質検査を年6回（汚水処理施設、中和処理施設 各年3回）行う。

- 1 PH
- 2 BOD
- 3 フッ素
- 4 全シアン
- 5 鉄
- 6 銅
- 7 亜鉛
- 8 ヒ素
- 9 カドミウム
- 10 全水銀
- 11 アルキル水銀
- 12 鉛
- 13 フェノール類
- 14 有機リン

①静岡県立こども病院汚水処理施設維持管理業務特記仕様書

【中和処理施設仕様書】

1 保守点検の目的

本施設の点検調整をし安全かつ良好な運転状態に保つよう保守を実施する。

2 保守回数

技術管理（PH計の校正、水質保持） 月1回

維持管理（運転状況） 月3回

3 使用薬品について

苛性ソーダ、硫酸、PH4標準液、PH7純水、PH計電極、PH記録用紙

## ②静岡県立こども病院解剖室排水処理施設保守点検業務特記仕様書

静岡県立こども病院解剖室排水処理施設保守点検業務については、契約書及び仕様書に定めるもののほか、この特記仕様書の定めるところによる。

### 1 業務の目的

受託者は本仕様書及び関係法令並びに委託者の指示に基づき対象機器の保守点検を行い、機器の機能を常に最良の状態に保つとともに故障の早期発見、事故の未然防止に努めなければならない。

### 2 保守対象機器及び台数

原水ポンプ	1 台
消毒槽攪拌機	1 台
消毒剤注入ポンプ	1 台
残留塩素計	1 台
還元槽攪拌機	2 台
還元剤注入ポンプ	1 台
O R P 計	1 台
制御盤	1 基

### 3 保守点検業務内容

#### (1) 定期点検保守

- ① 回数 年 4回（6月、9月、12月、3月）実施する。
- ② 委託者と協議の上、点検日時を決定し、次の作業を実施する。
  - ア) 上記 2に掲げる機器の作動状況確認、軽微な消耗品交換及び調整作業
  - イ) 原水槽、消毒槽、還元槽、三方弁、流量計の点検調整
  - ウ) 消毒槽残留塩素濃度の確認調整並びに消毒剤の注入、残留塩素計電極交換
  - エ) 還元槽O R P 計の確認調整並びに還元剤の注入、O R P 計電極交換
  - オ) 薬液タンクの貯留量確認

#### (2) 随時保守

受託者は機器の故障等緊急の場合に委託者から通知を受けたときは何時においても直ちに従業員を派遣し、修理等を実施するものとする。やむを得ず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置を行わねばならない。

### 4 報告書の提出

受託者は、上記保守点検実施後、速やかに別紙保守点検報告書を提出し、委託者の確認を受けなければならない。

### ③静岡県立こども病院貯水槽清掃業務特記仕様書

静岡県立こども病院貯水槽清掃業務の内容は契約書及び仕様書に定めるもののほか、この特記仕様書の定めるところによる。

#### 1 業務の対象

##### (1) 静岡県立こども病院パワープラント内

- ① 受水槽（飲用） 120m<sup>3</sup> × 2 槽
- ② 受水槽（雑用） 55.5m<sup>3</sup> × 1 槽、 57.7m<sup>3</sup> × 1 槽

##### (2) 静岡県立こども病院北館屋上

- ① 高架水槽（飲用） 15m<sup>3</sup> × 2 槽
- ② 高架水槽（雑用） 10m<sup>3</sup> × 2 槽

##### (3) 静岡県立こども病院H棟屋上

高置水槽（飲用） 22.5m<sup>3</sup> × 2 槽

##### (4) 静岡県立こども病院西館屋上

高置水槽（飲用） 8m<sup>3</sup> × 2 槽

#### 2 業務の日時

各水槽において、1槽ごと異なる日又は時間に実施することにより、給水に支障のないよう実施すること。また実施日については、甲と協議して決定すること。

#### 3 事前打合わせ

- (1) 作業の日時及び方法は、甲と十分協議の上決定すること。
- (2) 作業の方法は、貯水槽の設置場所を下検分後決定すること。
- (3) 乙は作業の手順を甲に提示し、作業の実施時期を事前に知らせ、混乱の起きないよう十分留意すること。

#### 4 作業チームの編成

- (1) チームは、3名程度とし、作業の難易度及びその量に応じて臨機増員すること。
- (2) 作業の監督者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4項の資格者であり、作業の従事者は同規則第28条第5項の資格者であること。

#### 5 作業員の健康管理等

- (1) 乙の作業員は常に健康に留意し、水道法第21条に規定する健康診断に準拠する健康診断の最終結果の写しを甲に提出すること。
- (2) 乙の作業員は作業直前にあらかじめ消毒を行った作業衣、マスク、ゴム長靴等を着用し、入槽前には必ず消毒盤を通過しなければならない。

#### 6 使用機器及び器材の点検

- (1) 機器及び器材は作業前に点検を行い、槽内に持ち込むものについては十分な消毒を行うこと。
- (2) 消毒用機器及び器材は、専用として他に使用しないこと。

#### 7 作業手順

- (1) 貯水槽元栓バルブを閉じ、周辺の清掃を行う。
- (2) 通気管、排気管、自動機器、ポンプ等の点検を行い、必要に応じ可能な限り補修等

を行う。

- (3) 槽内の排水を行い、清掃作業を開始すると同時に換気ファンで換気を行う。また事故防止には十分留意すること。
- (4) 排水が完了したならば、槽内の沈殿物、壁面の付着物の除去を行う。
- (5) 清掃完了後、第1回目の洗浄及び排水を行う。
- (6) 洗浄及び排水後、次亜塩素酸ナトリウム（遊離残留塩素50～100ppm）により、第1回目の消毒を行う。
- (7) 30分後に第2回目の洗浄及び排水を行うとともに、第2回目の消毒を行い、消毒排水を排除する。
- (8) 第2回目の消毒後、30分以上経過した後注水する。
- (9) 水張り終了後、給水栓及び貯水槽における水について下記の検査を行い、良否を確認する。
  - ① 濁度：2度以下
  - ② 色度：5度以下
  - ③ 遊離残留塩素：0.2ppm以上
  - ④ 臭気：異常でないこと。
  - ⑤ 味：異常でないこと。
- (10) ポンプ始動後末端給水栓における水について、水質基準に関する省令に定める基準及び遊離残留塩素が0.2ppm以上検出されるかの検査を行い良否を確認する。

## 8 提出書類

乙は業務の実施後、下記の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 貯水槽の清掃及び消毒作業報告書
- (2) 清掃前後の状況が確認できる写真
- (3) 7の(10)において実施した検査結果

#### ④静岡県立こども病院汚水槽等清掃業務特記仕様書

静岡県立こども病院汚水槽等清掃業務の内容は契約書及び仕様書に定めるもののほか、この特記仕様書の定めるところによる。

##### 1 業務の対象

静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院内

- (1) 汚水槽 1槽 (L棟・PP棟からのもの→プラント階段横)
- (2) 雜排水槽 2槽 (PP棟からのもの→ボイラー前、北館からのもの→北館地下)
- (3) 汚水中継ポンプ槽 4槽 (外来横、H棟前、J棟×2)
- (4) グリストラップ 2槽 (厨房、食堂)

##### 2 清掃業務の回数等

上記各槽のうち、(1)から(3)については年2回（原則として9月、3月）実施し、(4)については厨房は年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）実施し、食堂は年1回（3月）実施するものとする。

##### 3 汚泥の処理

業務実施に伴い発生する汚泥等は、乙の責任で甲の構内から搬出し、関係法令に則り適正な処分をすること。

##### 4 書類の提出及び報告

作業終了後、実施報告書及び記録写真を提出すること。

##### 5 産業廃棄物処理契約書の締結について

本業務の実施に伴い、甲と産業廃棄物（汚泥）収集運搬業者及び産業廃棄物（汚泥）処分業者との間に産業廃棄物処理契約書の締結の必要があるので、乙は必要な協力をすること。

なお、汚泥の処理費用については全て本契約に含んでいるので、この産業廃棄物処理契約書に基づく新たな費用負担は発生しない。

## ⑤静岡県立こども病院宿舎汚水処理施設維持管理業務特記仕様書

静岡県立こども病院宿舎汚水処理施設維持管理業務委託については、契約書及び仕様書に定めるものほか、この特記仕様書の定めるところによる。

### 1 業務の対象

- (1) 所 在 静岡市葵区漆山2-1 静岡県立こども病院職員宿舎敷地内  
(2) 対象設備 224人槽 (44.8m<sup>3</sup>/日)  
担体流動方式流量調機付処理装置及びその付属設備一切を含む施設全体。ただし、施設敷地内の中継井までの汚水管は除く。

### 2 業務の内容

- (1) 正常な運転に関する業務  
① 運転の記録  
② 汚水処理施設機械装置の切換、点検及び注油の実施
- (2) 保全に関する業務  
① 本施設の損傷及び滅失を促進する要因を除くための業務  
② 本施設が最良の条件下で稼働するために必要な業務  
③ その他本施設の保全と修繕（ただし、部品並びに保守点検の範囲を超える工事代金は委託料とは別途とする。）
- (3) 点検及び調整に関する業務  
① 本施設の機械装置及び電気設備の点検調整（詳細は「職員宿舎汚水処理施設管理業務実施要領書」による）  
② 点検により判明した問題点あるいは故障箇所の改善、補修
- (4) 水質検査と監視に関する業務
- (5) 処理装置に関する業務  
① 薬品の補給及び安全管理  
② 処理水に関する注入と監視  
③ 曝気槽内汚泥濃度の監視、溶解酸素量の測定等に関する業務  
④ 余剰汚泥の搬出確認に関する業務  
⑤ その他委託者の指示にしたがって特別に行う業務
- (6) 清掃（汚泥処分）に関する業務  
① 本施設のスクリーン槽その他各設備が最良の条件下で稼働するに必要な清掃業務  
② 沈砂池内の砂のかき上げ及び場外搬出清掃業務（各槽の汚泥処分を含む）  
③ 施設機械室及び施設敷地内清掃業務

### 3 業務の回数

保守点検業務は次に示す回数だけ行わねばならない。

- (1) 汚水処理施設 1回／2週間  
(2) 汚水処理施設水質検査（生物的検査） 年2回（項目は「職員宿舎汚水処理施設管理業務実施要領書」による）

### 4 緊急の措置

汚水処理施設に故障もしくは不測の事態が発生した場合、乙は速やかに係員を派遣して施設の運転が中断することのないよう必要な措置を取り、甲に状況を報告しなければならない。

## 5 協力義務

甲が浄化槽法に定める指定検査を受ける場合、乙は係員を派遣し、検査者に施設の状況を説明するなど甲の補佐業務を行わなければならない。また、甲が汚水処理施設の改善あるいは修繕のため乙に助言等を求めたときは、これに応じて誠実に対応すること。

## 6 報告書類

乙が仕様書の14に基づき提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 汚水処理施設運転日報（点検の都度、様式は別紙のとおり）
- (2) 水質試験成績表（検査時）
- (3) 汚水処理施設事故状況処置報告書（発生時）
- (4) 汚水処理施設改善依頼書（随時）
- (5) その他本規定に定める報告書類

## 7 その他

受託者は本規定に基づくほか、別添「職員宿舎汚水処理施設管理業務実施要領書」及び委託者の指示に従い本施設の維持管理業務を完全に行うものとする。

⑤静岡県立こども病院宿舎汚水処理施設維持管理業務特記仕様書  
【職員宿舎汚水処理施設管理業務実施要領書】

静岡県立こども病院宿舎汚水処理施設維持管理業務特記仕様書に基づく機械設備及び電気設備の業務実施事項は次のとおりとする。

## 1 機械類の維持管理

機械類が常に正常に運転するよう点検及び調整を行うこと。ただし故障が生じた場合は、原因の調査を速やかに行い、甲に報告してその指示を受けること。

なお、点検及び調整は以下の項目を必ず行うこととする。

- (1) 流入口のスクリーン設備の臓物除去
- (2) 沈砂池の砂硅の廃棄処分
- (3) 水路ビロット処理槽の水洗い清掃
- (4) ばつ氣状態の巡視及びエアーリフトポンプの操作
  - ① 空気量の調整
  - ② フューザーの目詰の点検、清掃
- (5) 各計器類のチェック（電圧計、電流計等）
- (6) 各計器類の注油点検
  - ① 機械類 ポンプ類の点検  
プロワーの点検  
注油…オイルカップからの注油およびグリスカップにグリスを注入する  
注油については巡回時に点検調整すること
  - ② 管弁類 廃水管の点検  
消泡管の点検  
散気管の点検  
吐出弁の調整…ポンプの吐出弁は巡回時に必ず全開の操作を繰り返し行  
い、開度を調整しておくこと。
- (7) 各ポンププロワー等の予備  
各ポンププロワー等の予備台数のある機器に関しては交互に使用すること。

## 2 電気設備

- (1) 点検に関すること。
  - ① 各機器の動作状態が正常に保たれているか。
  - ② 各計器の注油及び清掃整理の状態が良好であるか。
  - ③ 各計器の運転上の障害になる箇所の有無
- (2) 処置等
  - ① 操作点検の実施にあたっては、正常な状態を十分理解し、所定のチェックを記入することにより行うこと。
  - ② 一般点検の良好なもの以外は詳細な調整手入れ、修理などの状況を別に記入し、速やかに甲に報告しその指示に従わねばならない。
- (3) 操作点検事項

① 制御盤（自動盤）

- ア 「じんあい」油及び金属切粉類の有無
- イ ナイススイッチやヒューズの接触面加熱の有無
- ウ ヒューズ溶断定格ヒューズが入っているか及びパイロットランプの断線の有無
- エ 計器用変成器の「じんあい」ヒューズの接触状況、断線取り付けボルト

② 操作回路及び制御回路

- ア 指示パイロット断線の有無
- イ マグネットコンタクトの接触
- ウ 開閉器異常の有無
- エ サーマルリレーの復帰ボタンの有無並びにサーマルリレーの特性の調整

③ 一般電気設備

- ア 「じんあい」の有無、整理整頓状況の良否。
- イ 分電盤などの扉の開閉及び破損状況
- ウ 照明計器類の汚損及び点灯状況
- エ 配線コード類の損傷
- オ 异常音、振動及び異臭の有無

④ 満水警報装置

- ア 波面繼電器の接点部の汚損及び変耗の有無
- イ 電極の接続後の弛緩汚損による作動不良の有無
- ウ 時々手動により試験警報を出して調整を行うこと

3 消毒滅菌

- (1) 消毒方法は、固形状の次亜塩素酸ナトリウム70%含有するものによる。
- (2) 灰菌機が正常に灰菌されているか常に点検する。
- (3) 灰菌機の薬剤補充は常に7～8日分あるように努める。

4 蚊及びハエの発生抑制に努めること

5 放流水の生物学的酸素要求量は関係条例による基準以下に保持するように努めること。  
また、検査項目として次の項目を測定すること。

- (1) BOD
- (2) SS
- (3) 大腸菌群数
- (4) アンモニア性窒素
- (5) 亜硝酸性窒素
- (6) PH
- (7) 透視度
- (8) 水温

## ⑥静岡県立こども病院職員宿舎貯水槽清掃業務特記仕様書

静岡県立こども病院職員宿舎貯水槽清掃業務の内容は契約書及び仕様書に定めるものその他、この特記仕様書の定めるところによる。

### 1 業務の対象

この業務の対象となる貯水槽及び高架水槽は以下のとおりである。

静岡県立こども病院職員宿舎敷地内

- (1) 受水槽（飲用） 10.5m<sup>3</sup> × 4 槽（計42m<sup>3</sup>）
- (2) 高架水槽（飲用） 11m<sup>3</sup> × 1 槽

### 2 業務の日時

宿舎入居者へ通知の必要があるため、実施日については甲と協議して決定すること。

### 3 事前打合せ

- (1) 作業の方法は、貯水槽の設置場所を事前に検分した後、決定すること。
- (2) 乙は作業の手順を甲に提示し、作業の実施時期を事前に知らせ、混乱の起きないよう十分留意すること。

### 4 作業チームの編成

- (1) チームは、3名程度とし、作業の難易度及びその量に応じて臨機増員すること。
- (2) 作業の監督者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4項の資格者であり、作業の従事者は同規則第28条第5項の資格者であること。

### 5 作業員の健康管理等

- (1) 乙の作業員は常に健康に留意し、水道法第21条に規定する健康診断に準拠する健康診断の最終結果の写しを甲に提出すること。
- (2) 乙の作業員は作業直前にあらかじめ消毒を行った作業衣、マスク、ゴム長靴等を着用し、入槽前には必ず消毒盤を通過しなければならない。

### 6 使用機器及び器材の点検

- (1) 機器及び器材は作業前に点検を行い、槽内に持ち込むものについては十分な消毒を行うこと。
- (2) 消毒用機器及び器材は、専用として他に使用しないこと。

### 7 作業手順

- (1) 貯水槽元栓バルブを閉じ、周辺の清掃を行う。
- (2) 通気管、排気管、自動機器、ポンプ等の点検を行い、必要に応じ可能な限り補修等を行う。
- (3) 槽内の排水を行い、清掃作業を開始すると同時に換気ファンで換気を行う。また、事故防止には十分留意すること。
- (4) 排水が完了したならば、槽内の沈殿物、壁面の付着物の除去を行う。
- (5) 清掃完了後、第1回目の洗浄及び排水を行う。
- (6) 洗浄及び排水後、次亜塩素酸ナトリウム（遊離残留塩素50～100ppm）により、第1回目の消毒を行う。
- (7) 30分後に第2回目の洗浄及び排水を行うとともに、第2回目の消毒を行い、消毒排

水を排除する。

(8) 第2回目の消毒後、30分以上経過した後注水する。

(9) 水張り終了後、給水栓及び貯水槽における水について下記の検査を行い、良否を確認する。

- ① 濁度：2度以下
- ② 色度：5度以下
- ③ 遊離残留塩素：0.2ppm以上
- ④ 臭気：異常でないこと。
- ⑤ 味：異常でないこと。

(10) ポンプ始動後末端給水栓における水について、水質基準に関する省令に定める基準及び遊離残留塩素が0.2ppm以上検出されるかの検査を行い良否を確認する。

## 8 提出書類

乙は業務の実施後、下記の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 貯水槽の清掃及び消毒作業報告書
- (2) 清掃前後の状況が確認できる写真
- (3) 7の(10)において実施した検査結果

## 実 施 計 画 書

1 委託業務名

2 作業箇所

提出年月日	令和 年 月 日 (曜)	立入り		日前	
作業予定 年 月 日 及 び 作業人員	令和 年 月 日 (曜)	時 分	～	時 分	名
	令和 年 月 日 (曜)	時 分	～	時 分	名
	令和 年 月 日 (曜)	時 分	～	時 分	名
	令和 年 月 日 (曜)	時 分	～	時 分	名
	令和 年 月 日 (曜)	時 分	～	時 分	名
内 容					
影響及び 安全対策					
作業責任者 氏名・連絡先					
本院への 依頼事項					

\* 箇所ごとの作業工程等を詳細に記したもの別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

宛

作業責任者

印

(作業責任者の印は個人印でかまわない。提出はFAXでの送付も可とする。)

## 実施報告書

1 委託業務名

2 実施すべき内容

内 容	
-----	--

3 実施した内容

実施年月日人 員内 容	月日	令和 年 月 日 (曜)	時 分～ 時 分	名
	実施内容			
	月日	令和 年 月 日 (曜)	時 分～ 時 分	名
	実施内容			
	月日	令和 年 月 日 (曜)	時 分～ 時 分	名
	実施内容			
	月日	令和 年 月 日 (曜)	時 分～ 時 分	名
	実施内容			

\* この用紙に記入し難い時は、概略を記入し、詳細は、適宜、別紙としてかまわない。

点検結果等は、別途、報告書を添付すること。

上記のとおり委託作業を実施したので、報告します。

令和 年 月 日

受託者

印

(契約者の名義で作成し、契約書に押印した印を押印する。)

## 汚水処理施設運転日報

様

確認	
----	--

令和 年 月 日 (曜日)				天候		気温 °C	計測時刻 :			
機器類		計器指示	運転 状況	実施項目				備考		
				機器音 振動	レベル スイッチ	ベルト 状況	オイル グリス			
電圧計		V	良否							
原水ポンプ	1	A	良否	良否	良否					
	2	A	良否	良否	良否					
調整ポンプ	1	A	良否	良否	良否					
	2	A	良否	良否	良否					
放流ポンプ	1	A	良否	良否	良否					
	2	A	良否	良否	良否					
曝気送風機	1	A	良否	良否		良否	良否			
	2	A	良否	良否		良否	良否			
調整送風機		A	良否	良否		良否	良否			
		A	良否	良否			良否			
コミュニター (自動スクリーン)		A	良否	良否		良否	良否			
		A	良否	良否						
送風エアリスト			良否	良否						
			良否	良否						
積算電力計 100V			水質検査	水温 (°C)	PH	DO	SV (%)	透視度 (cm)	残留 塩素 (mg/l)	
今回	kw									
積算電力計 200V			流入水							
今回	kw		曝気槽							
前回	kw		返送污泥							
差	kw		沈殿槽							
処理水量			放流水							
今回	m³									
前回	m³		諸作業実施結果							
差	m³		分離槽	スカム(小・中・多) 汚泥(小・中・多)						
塩素補充量			流入槽	スクリーンカス(無・除去) スカム(無・有)						
			調整槽	調整流入量(適・調整) スカム(無・有)						
微細目スクリーンカス処分量			曝気槽	曝気状況(良・否)						
			沈殿槽	スカム(無・返送済) 汚泥返送(良・調整)						
汚泥引抜量			滅菌槽	装置(良・清掃)						
m³			発電機運転	分運転(良・否) バッテリー(良・否)						
									検印	担当

# 中和処理施設維持管理報告書

静岡県立こども病院 様

令和 年 月 日

検印	検印	検印

天候 時間 :

## 週点検

機器名	判定	アンペア	備考
原水ポンプ 1	良・否	A	
〃 2	良・否	A	
放流ポンプ 1	良・否	A	
〃 2	良・否	A	
酸注入ポンプ	良・否		
酸溶解攪拌機	良・否	A	
アルカリ注入ポンプ	良・否		
アルカリ溶解攪拌機	良・否	A	
pH調整攪拌機	良・否	A	
pH電極	良・否	洗浄済	
使用薬剤	薬品 (NaOH)	良・否 補充	リットル
	薬品 (H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )	良・否 補充	リットル
pH電極内部液	pH調整用	良・否 補充	m <sup>3</sup>
	処理水監視用	良・否 補充	m <sup>3</sup>
pH記録	pH調整用 pH計	処理水監視用 pH計	放流 pH (現場計測)

## 月点検

記録計	良・否	記録紙取替	平成 年 月 日
pH電極校正	ゼロ点校正	スパン校正	
pH調整用 pH計	良・否 調整済	良・否 調整済	
処理水監視用 pH計	良・否 調整済	良・否 調整済	
pH電極交換	取替 平成 年 月 日		
沈殿槽状態	良・否 清掃必要	有・無	
備考		検印	担当印

令和 年 月 日

## 解剖室排水処理施設保守点検報告書

静岡県立こども病院 様

受託者名

印

作業実施日	令和 年 月 日 ( )
作業実施者	

機器名称	点検状況	備 考	
原水ポンプ	良・否	A	
消毒槽攪拌機	良・否	A	
消毒剤注入ポンプ	良・否	A	消毒剤注入(有・無)
消毒槽残留塩素計	良・否	ppm	電極交換(有・無)
還元槽攪拌機	良・否	A	
還元剤注入ポンプ	良・否	A	還元剤注入(有・無)
還元槽O R P 計	良・否	mV	電極交換(有・無)
三方弁	良・否		
制御盤	良・否		
薬液タンク	良・否	ℓ	